

施設利用に係るセルフチェックシート(営利・非営利確認)

※法人で利用される場合や営利を目的とした団体・個人の利用は、利用料金が通常の3倍になりますので、以下の質問項目についてご回答をお願いします。

Q1.団体(グループ)の利用か、個人の利用か

団体(グループ)→Q2へ 個人→Q5へ

Q2.表に掲げる法人名義で利用する

はい→Q3へ いいえ→Q4へ

Q3.使用目的は社会貢献活動ですか

はい→通常料金 いいえ→3倍の料金

(社会貢献活動要件:市民に広く周知し、誰でも参加ができるもの 無料での開催
社会貢献活動の内容が分かるチラシ等 営業活動を行なわないこと)

Q4.代表者または主宰者が当該施設での活動で収益を得ている、または主宰者が法人である

はい→3倍の料金 いいえ→Q6へ

Q5.個人事業主(個人の事業で収益を得ている者)が、個人事業に関わる内容で利用する(例:塾講師による私塾、従業員の採用試験・面接・研修会・セミナーなど)

はい→3倍の料金 いいえ→Q6へ

Q6.当該施設を利用した活動で参加者から金銭を集める

注:前売券など、館外で事前あるいは事後に金銭を授受する場合も含まれます

金銭を集める→2倍の料金 いいえ→通常料金

※利用料金が3倍になる法人一覧例(法人税法別表第1及び別表第2に掲げる法人以外)

一般社団法人(非営利型以外)	合資会社	監査法人	商工組合・連合会(出資)
一般財団法人(非営利型以外)	合名会社	行政書士法人	商店街振興組合・連合会
医療法人(社会医療法人以外)	中小企業等協同組合	弁護士法人	農業協同組合・連合会
株式会社(学校も含む)	土地家屋調査士法人	信用金庫・連合会	消費者生活協同組合
有限会社	司法書士法人	労働金庫・連合会	事業協同組合・連合会
合同会社	社会保険労務士法人	森林組合・連合会	投資法人

中津市条例第7条(1)第5条第1項の規定に基づく使用許可の申請に不実の記載をされた場合は、使用の許可を取り消すことがあります。